

群馬大学国際センター
留学生派遣事業(地域貢献事業)実施要項

1. 目的・意義

群馬大学留学生にとって、地域・小中学校等の文化を学ぶことや地域の児童生徒等と日本語で交流を図ることは、貴重な経験であるとともに自国を見つめ直す良い機会でもある。

当センターでは留学生と小学校、中学校等の県内教育機関等(以下、「小学校等」という。)との交流を推進し、地域の国際交流に貢献することを目的として、本要項を制定する。

2. 実施内容

小学校等からの本学留学生派遣要請に基づき、留学生を派遣し、派遣先で次の活動を行う。

(1)自国の文化の紹介

(2)児童等との意見交換、交流等

3. 手続き

(1)申請方法等

① 留学生の派遣を希望する教育機関は、派遣希望日の2か月前までに国際課に別紙1及び2により申請する。

② 小学校等からの要請に基づく派遣時期は通年とする。ただし、4月、10月は、留学生の学年歴の関係上、派遣しない。

(2)学内手続き等

① 小学校等が実施するプログラムの申請内容を基に、ポスター等により派遣希望留学生を募集する。

② 派遣希望留学生の人選に当たっては、次の点を留意する。

＊ 派遣時間帯と学内活動(授業や実習等)が重なる場合は派遣希望学生の人選は行わない。

＊謝金がある場合は、派遣前に東京入国管理局の資格外活動許可を取得させる。

③申請に基づく派遣の有無は派遣希望日の概ね2週間前までに決定し通知する。

(3)派遣前の打ち合わせ等

派遣する留学生が決まり次第、留学生、小学校等の担当者、大学の担当者の三者間で事前打ち合わせを可能な限り行う。

(4)実施当日

実施当日、送迎に交通機関を必要とする場合は、実施する小学校等側で手配する。

4. 経費、謝金

(1)派遣留学生のプレゼンテーション等の準備に掛かる経費は派遣留学生の自己負担とする。

(2)留学生に対する謝金を小学校等側が準備している場合は、あらかじめ別紙2に明記する。

5. その他

(1)本要項に定めのない事項については、その都度、センター学生国際交流作業部会において協議し決定する。

(2)留学生のテスト期間中や学業の学習スケジュール等又は実施内容によっては依頼側の希望にそえない場合がある。

附則

1. 群馬大学国際教育・研究センター国際理解講座への留学生派遣申合せ(平成 22 年 9 月 8 日)は廃止する。
2. 本要項は、平成 26 年 10 月 1 日より実施する。
3. 本要項は、平成 29 年 5 月 1 日より実施する。